

第9回白川町農業委員会会議録

1 開催日時 令和6年9月30日(月) 午後2時00分から

2 開催場所 白川町役場分館大会議室

3 出席委員 会 長 14番 榎間 博幸君

農 業 委 員

1番 今井 智也君 2番 清水 寛之君 3番 西野 晃治君

4番 竹腰 清美君 5番 藤井 芳昭君 6番 田口 直樹君

7番 田口 裕和君 9番 渡邊 智明君 10番 藤井 一倫君

11番 佐伯美智代君 13番 土井 文子君

農地利用最適化推進委員

嶋崎 義和君 林 良彦君 佐伯 範夫君 伊佐治直哉君

加藤 文男君 山下 良雄君 安江 桂君

4 欠席者 農業委員 12番 藤井 好弘君

推進委員 熊崎 伸一君

5 事務局 事務局長 長尾 弘巳

書記 安江健太郎 渡邊 俊介

立川 崇

6 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 その他

7 会議の概要

(14:00)

長尾事務局長 ただいまから第9回白川町農業委員会総会を開催します。

議 長 それでは、ただいまから令和6年第9回総会を開会いたします。本日の出席は、委員13名、推進委員7名です。「農業委員会等に関する法律」第27条に規定されている在任する委員の過半数の出席がありますので総会は成立します。

それでは、日程第1の白川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番西野晃治委員、4番竹腰清美委員を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員を指名いたします。次に、日程第2の議第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農地法第3条の規定による許可申請について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請番号1に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

今井智也委員 申請番号1は、三川地内田2筆の所有権移転です。所有者は奈良県在住の〇〇さん、譲受人は三川の□□さんです。所有者の〇〇さんは遠方に住んでおり耕作が困難なため、農地を譲り渡したいと考えています。譲受人の□□さんは自宅前の本申請地を譲り受けて、農業経営の拡大を考えています。申請地の管理は以前から□□さんが行っていました。申請地ならびに営農については問題ありません。

議 長 申請番号1に関連して、担当推進委員である伊佐治推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

伊佐治直哉推進委員 特に問題ありません。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第24号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第24号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第24号の申請については原案のとおり決定いたします。次に日程第3の「その他事項について」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

安江事務局員 その他（農産物販売実績、岐阜県農業会議だより）について資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。その他事項についてご意見やご質問はありますか。

議 長 その他、意見等ありませんので次回農業委員会総会について事務局で調整をお願いします。

長尾事務局長 次回、農業委員会は10月28日（金）午後2時00分から本庁分館3階の大会議室での開催を予定しています。

議 長 次回の第10回農業委員会は、農業委員会は10月28日（金）午後2時00分から役場本庁分館の大会議室での開催といたしますのでよろしくをお願いします。ここで、2番清水寛之委員から「肥培管理による不耕作農地への広葉樹植林について」お話いただきます。清水委員、お願いします。

清水寛之委員

農地にシイタケの原木となる広葉樹を植えるための肥培管理計画についてお話しします。農地への広葉樹の植樹は農林水産省によって、肥培管理を適切に行うことでその妥当性が認められています。シイタケ原木については福島県が一大生産地として全国に原木を供給していましたが、2011年に発生した福島第一原子力発電所の事故によって生産地が汚染され、福島県からの原木供給が絶たれました。これにより、国内の原木の流通量、品質ともに低下し、価格が高騰、原木シイタケ農家の原木の調達が困難なものとなりました。

本町においては、年々増加する耕作放棄地の活用策の一環として農地への肥培管理による広葉樹植林を検討することも必要な農業施策の一つであるかと考えます。町内での生産体制を確立できれば、輸送コストの削減や品質の設定などが行えます。また、農地は車両が入れる場合が多く、伐採等の作業も円滑に行えるかと思えます。また、原木として使うには植樹から15年から20年ほどの期間を要します。

転用許可申請から許可までの期間については時間がかかるため、その時間を有効に活用するためにも肥培管理を条件として農地への広葉樹植樹を本町農業委員会においても了解いただきたく思います。本件に関して、ご意見等お願いいたします。

議長

山林に近く、耕作中の農地からも距離があるような耕作放棄地についてはこのような活用も有効であるかと思えます。意見のある方は発言をお願いします。

佐伯美智代委員

肥培管理について年間を通してどのような作業が必要になりますか。

清水寛之委員

年2回から3回の草刈り、必要に応じて施肥を行います。農地に関しては、栄養分が豊富なため施肥については必要のない場合もあるかと思えます。草刈については木の根を定着させるために、最低でも5年間は実施しなければなりません。ツルは幹に巻き付いてしまうため、除去する必要があります。

藤井一倫委員 原木を生産できるまでにどのくらいの期間が必要になりますか。

清水寛之委員 およそ15年から20年ほどになります。ただし、茶畑のような栄養分が豊富な農地においては、10年ほどで原木の生産が可能になるかと考えています。広葉樹は一度切った部分から3本ほど新たに生えてくるため、1回目より2回目、2回目より3回目というように時間を経るごとにその数が増えます。

安江定廣委員 一本の苗代はいくらですか。

清水寛之委員 森林組合で販売されているものは去年の時点で1本200円から300円ほどです。

藤井一倫委員 日当たりが良い方が育つのでしょうか。また、木が生え放題のような状態になる可能性があるのではないのでしょうか。

清水寛之委員 日当たりの良い方が生育には適しています。本町においては荒廃した茶畑などが好条件であると考えています。また、管理者や耕作者の管理具合によっては、木が生え放題となってしまうことも想定されます。

藤井一倫委員 田んぼと畑ではどちらが植樹に適していますか。

清水寛之委員 畑が適しています。田には敷があり、木が根を生やすことができません。

佐伯美智代委員 これは、シイタケ組合主体で取り組んでいきますか。

清水寛之委員 組合としては実施主体のサポートを行う予定です。

ここで補足をします。町内で使用する原木の量は約2万本です。1本の木からとれる原木の量は7本から9本程度、1反あたりでとれる原木は200本から300本になります。2万本の原木を生産するためには約1町歩の面積を必要とします。計算上、肥培管理のもと農地に広葉樹を植樹し、町内の原木需要の全てに

対応することは面積的には問題ないと思われていますが、植樹地の管理の面で課題が残ります。必要な原木の半分でも町内でできればと考えています。

議 長 本件についてその他ご意見やご質問はありますか。
(質問・意見なし)

議 長 各々の地区で原木生産に係る農地への植樹を検討する際は、ぜひ清水委員にご相談ください。

次回の第10回農業委員会は、農業委員会は10月28日(金)午後2時00分から役場本庁分館の大会議室での開催といたしますのでよろしくお願い致します。それでは白川町農業委員会第9回総会を閉会いたします。最後に職務代理者から閉会のあいさつをお願いします。

今井智也委員 閉会のあいさつをして総会終了を宣した。

(14:38)